



融資事務の流れ

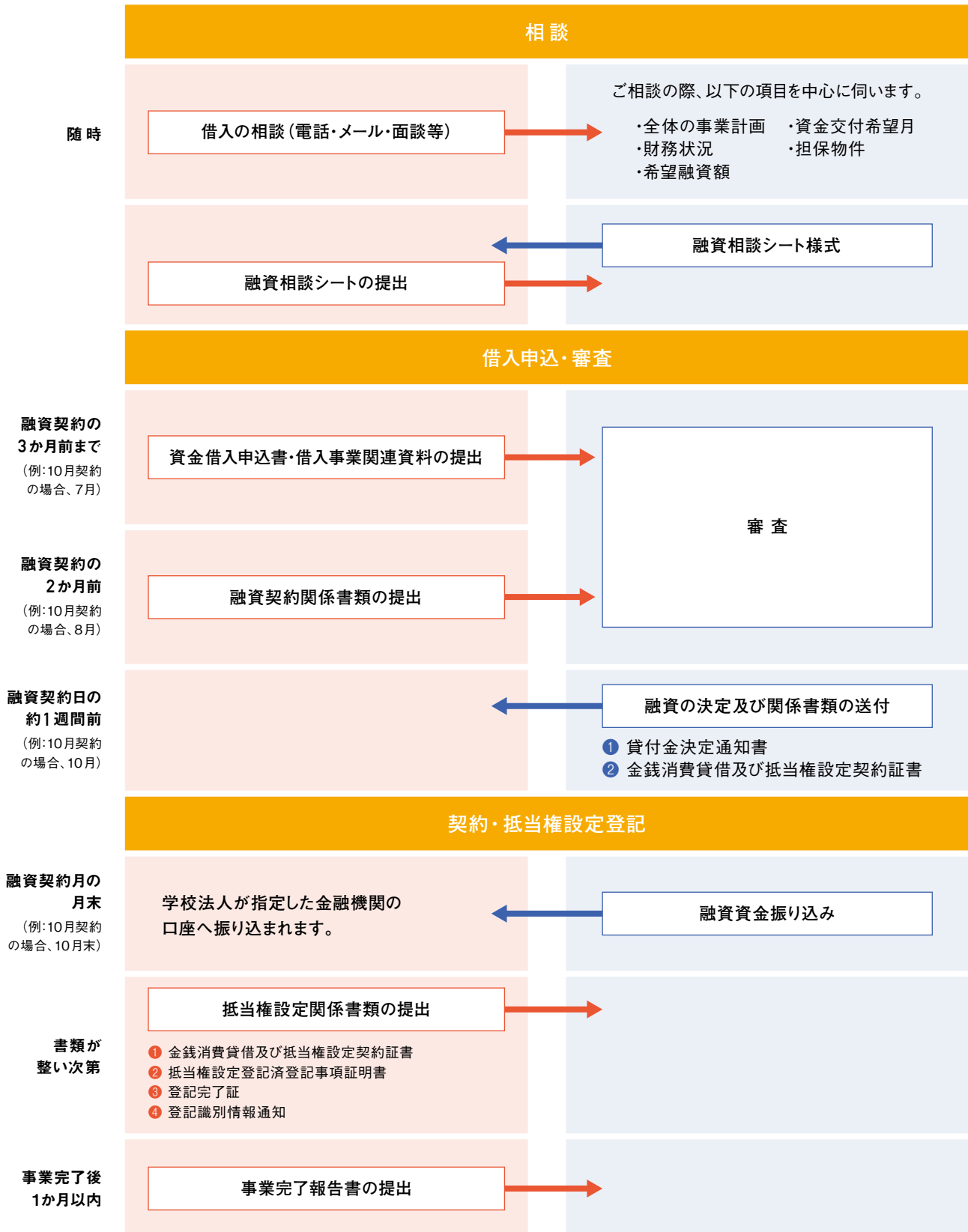
1 お借り入れの申し込みからご契約までの事務の流れ




学校法人



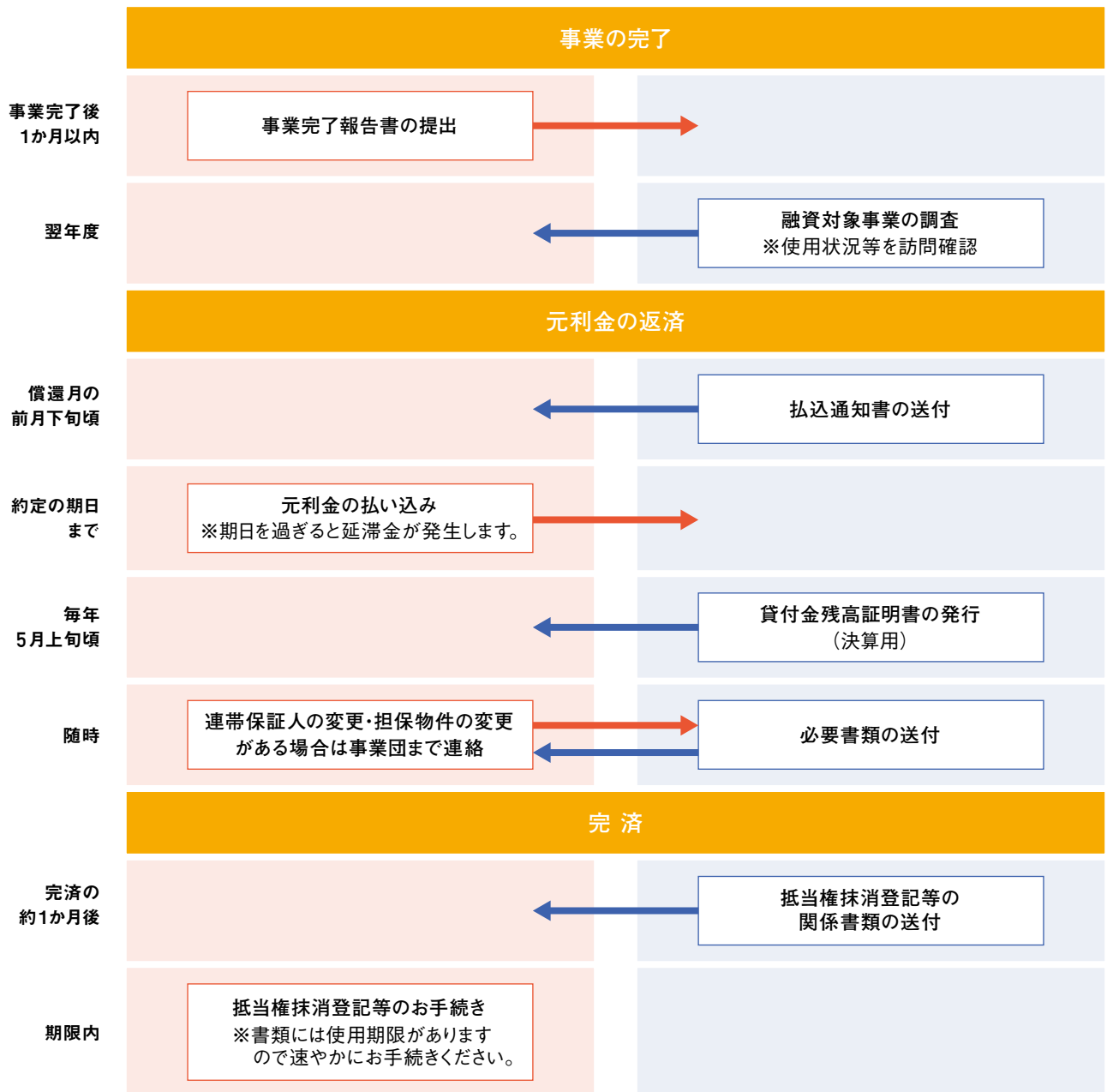
私学事業団



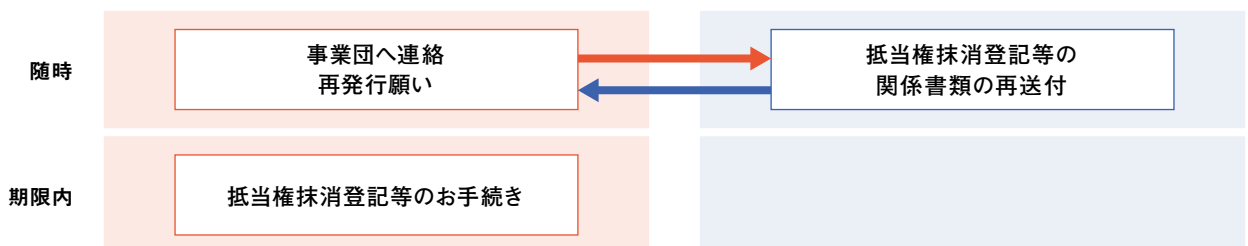
2 ご契約後から完済までの事務の流れ

 **学校法人**

 **私学事業団**



(抵当権抹消に関する書類を紛失した場合)



融資の対象

融資の内容

利子助成制度

融資事務の流れ

よくあるご質問

3 お借り入れまでに必要な書類と手続き

1 融資ご案内

毎年2～3月頃、学校法人に「施設・設備計画及び事業団資金の借入希望について(依頼)」をお送りします。事業資金として事業団の融資を希望される場合は、希望額あるいは検討されている額を記入し、ご提出ください。

また、今後の融資事業計画策定等の資料とさせていただくため、融資のご希望の有無にかかわらず、当該年度以降の施設・設備計画についてご提出をお願いしています。

❶ 年度途中で資金が必要となった場合も、随時ご相談に応じます。お気軽にお問い合わせください。

2 融資相談

【提出書類】 融資相談シート

融資のご希望をいただいた法人には、法人の概況、事業の内容、資金計画などを把握するために「融資相談シート」をご提出いただきます。この融資相談シートを基に事業団から融資の要件などをご説明します。事業内容、資金計画などが融資要件にかなう場合は、借りに必要な書類をお渡しし、今後の手続きについてご案内します。

なお、事業内容により「融資相談シート」の作成を省略することがあります。

3 借入申込書類

【提出書類】 ①資金借入申込書

②償還計画、事業活動収支計画

③償還計画・事業活動収支計画の積算根拠

④学生・生徒・児童・幼児数の推移

⑤提供担保物件一覧表

⑥決算書・予算書

⑦学校要覧または入学案内

⑧その他の書類

(例:登記事項証明書、土地公図、建物図面、

理事会議事録(写)[※]、

連帯保証人明細書、連帯保証人受託確認書、

借入申込にかかる確認書等)

書類が整い次第、事業団に提出していただきます。なお、道府県私立学校主管課に上記書類を提出する場合があります。

※「理事会議事録(写)」は事業団からの借入申込額、提供担保物件及び連帯保証人(必要な場合)に関する決議が記載してあるものがが必要です。

4 借入事業関連資料

【提出書類】 借入事業関連資料

請負業者等との契約を締結し、融資の対象となる事業内容が確定した時点で、「借入事業関連資料」を直接事業団にご提出いただきます。3の「借入申込書類」と同時の提出でもかまいません。

「借入事業関連資料」は事業内容により異なります。詳細は、申込関係書類と同時に渡す『資金借入申込関係書類等の記入について』の「事業内容による提出書類(借入事業関連資料)対応表」にてご確認ください。

〈例:建築事業〉

○全ての建築事業で必要なもの

工事請負契約書(写)、見積書、図面、建築確認済証(写)及び確認申請書の1～4面(写)、工程表、領収書(写)、請求書(写)等

○事業内容により必要となるもの

取り壊し建物の概要書、補助金決定通知(写)及び補助金申請書(写)等

5 融資決定

事業実施計画、資金計画、事業の目的・内容、利用計画、法人の資産状況等を総合的に審査し、融資の可否と融資額を決定します。融資決定後、「貸付金の決定について(通知)」により融資額と融資条件等をお知らせし、「金銭消費貸借及び抵当権設定契約証書」をお送りします。

6 融資契約・抵当権の設定登記

■ 融資契約

事業団での審査と並行して、次の「融資契約関係書類」を準備、提出していただきます。

【提出書類】

○学校法人に作成していただく書類

- | | |
|--|--|
| ①金銭消費貸借及び抵当権設定契約証書(所定様式)
※債務者(学校法人)の記名押印、
連帯保証人の署名(自署)押印 | ④(根)抵当権順位変更合意証書(所定様式)
※担保物件に既に事業団以外の抵当権(または根
抵当権)が設定されている場合に必要 |
| ②貸付金振込依頼票(所定様式) | ⑤確約書(所定様式) |
| ③預り証(所定様式) | |

○法務局等から入手する書類

- | | |
|-----------------|-----------------------------------|
| ①学校法人の履歴事項全部証明書 | ③連帯保証人の印鑑登録証明書
※連帯保証人を立てる場合に必要 |
| ②学校法人の印鑑証明書 | |

融資が決定し、上記の書類が整いますと、金銭消費貸借契約及び抵当権設定契約を締結することとなります。契約日は通常毎月下旬となります。融資金利は契約日時点の利率を適用します。

■ 抵当権の設定登記

契約を締結した後に、学校法人において抵当権の設定登記申請を行っていただくため、次の書類をお送りします(登記手数料は学校法人負担となります)。

○抵当権設定登記

- ① 抵当権設定登記に必要な書類(委任状、代表者事項証明書等)
- ② 抵当権設定登記に係る登録免許税の非課税証明書
- ③ 質権設定承認請求書

※担保とする建物の火災保険金請求権に、質権を設定する必要がある場合に送付

**登録免許税が
非課税になります!**

抵当権設定登記完了後は、次の書類を提出いただきます。

- 【提出書類】
- | | |
|---------------|-----------|
| ①契約証書原本 | ③登記完了証 |
| ②担保物件の登記事項証明書 | ④登記識別情報通知 |

※「契約証書」(原本)は、事業団で返済完了までお預かりします。

また、建築中の建物を完成後追加担保提供とする場合は、抵当権設定登記申請を行える状況が整い次第、速やかに「担保物件の追加について」(所定様式)、「登記事項証明書」を事業団へご提出いただきます(必要に応じて質権設定の手続きをしていただく場合があります)。

7 資金受け取り

学校法人が抵当権の設定登記申請を行い、受領証によって事業団がその旨確認できると、**希望される月の月末(事業団の指定する日)**に法人が指定した金融機関の口座へ資金が振り込まれます。なお、資金は一括または分割して受け取ることができます。

○一括交付

年度内の(工事)代金の支払いまたは請求の合計額が融資額以上ある場合は、資金を一括して受け取ることができます。

○分割交付

年度内に3回まで資金を分割して受け取ることができます。

※分割交付の場合でも、金利は一律に契約日時点の利率を適用します。

4 お借り入れ後の主な手続き

「融資対象事業完了報告書」の提出

資金の使用状況及び事業の実施状況等を確認するため、融資の対象となった事業の完了後1か月以内※に、「融資対象事業完了報告書」をご提出ください。

事業の内容に変更(事業量・事業費・補助金等の増減)が生じた場合、再計算の結果、一部繰上償還になることがあります。

また、**事業の成果が融資の目的及び融資契約の内容に適合しているかなどについて、事業団職員による現地確認(融資対象物件、事業関係書類・証ひょう、担保物件等の確認)を実施することとしています。**そのため、「融資対象事業完了報告書」をご提出いただいたのちに、事業団より現地確認の件で連絡します。

※事業の完了とは、物件の引渡しを受け、支払いを終えた時点になります。

元金のご返済

元金及び利息は、資金を交付した後にお送りする「償還年次表」に基づきご返済ください。「償還年次表」は、元金と利息の返済期日と額が一覧表になっているもので、法人においてご返済の計画や予算等を策定する際にもご利用いただけます。

また、ご返済期日の前月末にお届けする「貸付金返済期日のご案内(払込通知書)」によりお知らせをしています。

元金のご返済は、事業団の指定する口座に「電信送金扱い」でお振り込みいただくか預金口座振替(金融機関自動引き落とし)のいずれかをご利用ください。

残高証明書の発行

年度末(3月31日現在)の「貸付金残高証明書」については、**毎年4月下旬～5月上旬**に、法人あてに1部お送りします。会計監査人に対し「貸付金残高証明書」が必要な場合は、所定の発行願に返信用封筒(切手貼付)を添えてお申し出ください。事業団から直接送付します。なお、2部以上または年度末現在以外の時点の証明が必要な場合には、その都度発行願をご提出ください。詳細につきましては、ホームページをご覧ください。

連帯保証人の変更がある場合

連帯保証人となっている理事長等が交代する場合は、速やかに事業団までご連絡ください。必要な書類をお送りしますので、所定の変更手続きを行ってください。

また、新しく連帯保証人となる方が学校法人等の財務状況等を把握していることを確認させていただくため、「連帯保証人受託確認書」を作成していただきます。確認書は連帯保証人による自署・押印後、事業団へご提出ください。

なお、連帯保証人の照会については、個人情報保護の観点から、照会願をご提出いただき、文書にて回答します。

返済完了と抵当権の抹消登記

元金及び利息の返済が全て完了しますと、設定されている事業団の抵当権を抹消していただきます。その抹消登記手続きのため、お預かりしていた「契約証書」原本と抵当権抹消登記関係書類などをお送りしますので、法人において所定の手続きを行ってください。なお、抹消登記完了後、関係書類を事業団に返送する必要はありません。

繰上償還

償還期限前に任意に借入金の全部または一部を繰上償還する場合は、原則として、繰上償還額に加えて「繰上償還補償金」をお支払いいただくことになります。

その場合、あらかじめ所定の「繰上償還申出書」によるお申し出が必要になります。

「繰上償還補償金」とは、本来であれば将来お支払いいただくことになる利息相当額(繰上償還日から最終償還日までの利息相当額)です。繰上償還された資金は原則として、事業団が借入を行っている国の財政融資資金への繰上償還の財源とします。財政融資資金へ繰上償還する際に補償金が必要となることから、それに見合う額をご負担いただくものです。